

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(2)全国的なネットワークの形成に資する 空港の整備</p> <p>(3)鉄道ネットワークの高度化の推進</p> <p>(4)地方圏における港湾整備等</p>	<p>◎ 高規格幹線道路の整備の推進 平成4年度末 5,929 km供用 平成5年度末 6,120km 供用 平成6年度末供用予定延長 約6,290km</p> <p>○ 「第6次空港整備五箇年計画」の推進 (3.11.29 閣議決定) ・計画期間 平成3年度～平成7年度 ・総投資規模 31,900億円 (対前期計画 66%増) ・進捗率 88.0% (平成6年度予定額まで)</p> <p>○ 運輸政策審議会答申「21世紀に向けての中長期の鉄道整備に関する基本的考え方について」(4.6.19) 今後の幹線鉄道の高速度等について整備目標等を設定。</p> <p>◎ 整備新幹線の建設 東北新幹線(盛岡～青森間)、北陸新幹線(高崎～長野間、石動～金沢間及び糸魚川～魚津間)、九州新幹線(八代～西鹿兒島間)を工事中。 平成4年度整備新幹線建設事業費 1,178 億円 平成5年度整備新幹線建設事業費 1,799 億円 平成6年度整備新幹線建設事業費 1,829 億円</p> <p>◎ 幹線鉄道活性化事業 (第6章第3節2.(4)参照)</p> <p>◎ 鉄道整備基金による幹線鉄道に対する無利子貸付 (第6章第3節2.(4)参照)</p> <p>◎ 内貿ユニットロードターミナル、外貿コンテナターミナル整備の重点的な推進 内航コンテナ船、RO/RO船、フェリーによるユニットロード貨物の増大に対応した内貿ユニットロードターミナルを整備。また、外貿コンテナ貨物の増加及び船舶の大型化に対処するとともに、同貨物の地方分散の進展に対応した外貿コンテナターミナルを整備 平成4年度予算 港湾整備事業費 6,273億円の内数 平成5年度予算 港湾整備事業費 8,919億円の内数 平成6年度予算 港湾整備事業費 6,645億円の内数</p>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(5)空港、港湾等へのアクセス交通の機能向上</p> <p>(6)ISDN網などの情報通信基盤の高度化ハイビジョンを含む衛星放送やケーブルテレビの普及などを行うための基盤整備</p>	<p>◎ 空港アクセス鉄道の整備          空港用地内のトンネル、高架橋等の立体的な鉄道基盤施設（インフラ部）を空港整備事業として整備。          平成5年度箇所 羽田、宮崎          事業費 348百万円（受託除く）          平成6年度箇所案 羽田、宮崎          事業費 2,899百万円（受託除く）</p> <p>◎ 幹線臨港道路の整備の推進          広域的な流通貨物の迅速な輸送を確保するため、港湾と幹線一般道路とを直結する、あるいは埠頭間相互、隣接する港湾相互を円滑に連絡する幹線臨港道路を整備。          平成4年度予算 港湾整備事業費 6,273億円の内数          平成5年度予算 港湾整備事業費 8,919億円の内数          平成6年度予算 港湾整備事業費 6,645億円の内数</p> <p>◎ 新交通システム等の整備の推進          港湾へのアクセス、港湾における地区間相互の連絡交通のために、鉄道とバスの中間的な輸送力をもつ新交通システムを整備。5年度は港湾改修事業における大阪港の臨港鉄道整備が決定。          平成4年度予算 港湾整備事業費 6,273億円の内数          平成5年度予算 港湾整備事業費 8,919億円の内数          平成6年度予算 港湾整備事業費 6,645億円の内数</p> <p>○ 電波監理審議会答申「放送衛星3号後継機の段階における衛星放送の在り方」（5年5月）          国民生活の充実のため、基幹的放送メディアの一つとして中心的な役割を果たすことが期待されている、BS-3後継機の段階の衛星放送の在り方について答申。高精細テレビジョン放送の放送方式はMUSE方式が適当。BS-3後継機段階当初から暫定的に1chのハイビジョン普及チャンネルを設定し、他のチャンネルはNTSC方式とMUSE方式を併用し、できるだけ多くのハイビジョン放送を実施していくことが適当。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気通信審議会「情報通信基盤の整備に関する提言」を提出(5.8.30) 情報通信基盤の高度化のための諸課題に対処し、今後の情報通信基盤の整備を進めていくための総合的かつ具体的な指針策定を目指し、「21世紀に向けた新たな情報通信基盤の整備のあり方について」審議している電気通信審議会において、重要な社会基盤である情報通信基盤の整備に向けて早急に取り組むべき事項について提言。</li> <li>○ 電波監理審議会答申(6年3月) 衛星放送事業者の創意工夫がより柔軟に行える環境を整備するため、有料放送比率規制の撤廃、マスメディア集中排除原則の適用の緩和等の実施について答申。</li> <li>○ 電波監理審議会答申(6年5月) BS-3後継樹の段階における衛星放送の基本的な在り方に関する放送普及基本計画について答申。</li> <li>○ 電気通信審議会答申「21世紀の知的社会への改革へ向けて-情報通信基盤整備プログラム-」(6年5月) 21世紀に向けて目指すべき知的社会の構築とこれを支える情報基盤整備について総合的ビジョンと方策を提示。①ネットワークインフラの整備、②アプリケーションの開発導入、③関連諸制度・諸慣習の見直し等の一体的な推進とともに、無利子融資等の金利負担軽減のための措置の検討を通じた加入者系光ファイバー網整備の放送、医療、教育、行政等の公共的アプリケーションの開発、実用化のための予算の柔軟かつ重点的な充当等を提言している。</li> <li>○ 特定研究開発基盤施設整備事業に対する支援 高度画像通信、広帯域通信網に関する研究開発基盤施設の整備及び運営を行う事業に対して産投会計から出資。 平成4年度予算 1,000 百万円 平成5年度予算 1,000 百万円</li> <li>○ 新世代通信網パイロットモデル事業に対する支援 (第9章第2章1.(2)参照)</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(7)交流条件格差の是正</p>	<p>◎ 衛星通信・衛星放送施設等整備の拡充を要望(5年度財政投融资一)  平成5年度からBS-3後継機の調達開始が予想され、「衛星通信・衛星放送施設等整備」の融資対象設備に放送衛星本体を加える  平成5年度融資枠  情報通信基盤整備枠 2,300億円の内数 (開銀)  輸入・投資枠 6,210億円の内数 (輸銀)  平成6年度融資枠  情報通信基盤整備枠 2,770億円の内数 (開銀)  輸入・投資枠 6,570億円の内数 (輸銀)</p> <p>● 地域・生活情報通信基盤高度化事業  (第6章第2節(7)参照)</p> <p>● ハイビジョン番組制作設備の整備に財政投融资枠を要求(6年度)  ハイビジョン放送番組制作設備を整備する放送事業者及び番組制作事業者又は当該設備をリースするために取得する者が、低利融資を受けられるようにする  平成6年度融資枠 情報通信基盤整備枠 2,770億円の内数 (開銀)</p> <p>○ 高度映像通信利用技術研究開発施設の整備(5年度)  広帯域ISDNを利用するアプリケーションに必要な共通的・基盤的技術の研究開発施設を整備する。  平成5年度予算 5,000百万円(通信・放送機構に対する出資)</p> <p>○ 広帯域デジタル無線通信システム研究開発施設の整備(5年度)  画像伝送や高速データ伝送等が可能な広帯域デジタル移動や通信システム及びB-ISDNと整合性のあるデジタル無線アクセスシステムの研究・開発を行うための施設を整備する。  平成5年度予算 1,560百万円(通信・放送機構に対する出資)</p> <p>○ 遠距離電話料金の引き下げ(長距離系新事業者4.4.29, NTT4.6.19)  遠近格差(昼間3分間の市内料金と最遠距離料金の比)はNTTの場合1:24から1:20へ、新事業者の場合1:20から1:18へ縮小。</p> <p>○ 中・遠距離電話料金の引き下げ(NTT5.10.19、長距離系新事業者5.11.4)  遠近格差(昼間3分間の市内料金と最遠距離料金の比)NTTの場合1:20から1:18へ、新事業者の場合1:18から1:17へ縮小。</p>



事項	計画の概要	推進状況
第3節 21世紀にふさわしい 国土形成	(2)東京圏の生活環境改善のための社会資本の整備  (1)首都機能移転についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「治山治水緊急措置法」の改正(4.4.24 施行) (第4章第4節3.(2)参照) 「第8次治水事業5箇年計画」の策定(4.9.1施行) 都市内の洪水対策 (第4章第4節3.(2)参照)</li> <li>○ 「首都機能移転問題に関する懇談会とりまとめ」(4.6.22) 衆・参両院の「国会等の移転に関する決議」を受け、首都機能の移転を前提とした上で最も効果的かつ望ましい方策について検討を行った結果のとりまとめを国土庁長官に提出。</li> <li>○ 「首都機能移転問題を考える有識者会議とりまとめ」(4.7.21) 今後の首都機能移転問題に関する具体的な検討の指針とするため、首都機能移転の理念、考え方等についての有識者会議の意見をとりまとめ、内閣総理大臣に提出。</li> <li>◎ 「国会等の移転に関する法律」の公布・施行(4.12.24)等 国会等の移転の具体化のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、検討指針、検討体制等について規定した上記法律を施行。また、同法に基づき、国会等移転調査会が設置され、現在、審議中。</li> <li>● 国会等移転調査会中間報告「明日の日本と新しい首都」(6.6.10) 首都機能移転は、国政全般を見直す重要な機会であり、歴史的に見ても新しい時代を創生するために極めて有効な手段であって、首都としての限界に直面としている東京から移転して政経分離を行うことが必要であり、新しい日本を築いてゆくためには新首都という新しい革袋が必要であるとした中間報告をとりまとめた。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(2)新たな国土の軸の在り方を含めた総合的な検討及び国と地方の機能分担の見直し等を含めた広域行政体制の在り方の検討</p>	<p>◎ 新たな国土の軸のあり方に関する調査の実施（5年度一） 我が国における交流・連携の経緯、現状、将来展望等を踏まえつつ、新たな国土の軸に関する調査等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通基盤の整備と国土の軸のあり方に関する調査 平成5年度予算 12 百万円 平成6年度予算 16 百万円</li> <li>・新たな国土の軸と広域的な圏域の形成に関する調査 平成5年度予算 39 百万円 なお、平成6年度については未定</li> </ul> <p>● 新交通軸調査の創設（6年度一） 新しい国土軸に関する調査の推進を図るため、これらを形成するプロジェクトが経済・社会に及ぼす効果の分析・評価や、既往の規模を大幅に上回る構造物を実現するための調査を推進。 平成6年度予算 295 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方分権特例制度の創設(4.12.8 閣議決定) (第6章第2節(6)参照)</li> <li>○ 「広域連合制度及び中核市制度」の創設(6.6.29) (第6章第2節(6)参照)</li> <li>○ 「地方自治法の一部を改正する法律」(5.6.18 公布・施行) (第6章第2節(6)参照)</li> <li>○ 臨時行政改革推進審議会「最終答申」(5.10.27答申) (第6章第2節(6)参照)</li> <li>○ 「今後における行政改革の推進方策について」(6.2.15 閣議決定) (第6章第2節(6)参照)</li> <li>● 行政改革推進本部地方分権部会の設置(6.5.24 行政改革推進本部長決定) (第6章第2節(6)参照)</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
<p>第12章 経済の姿 第1節 地球社会と共存する生活大国への変革と経済の姿</p>	<p>(2)内需中心のインフレなき持続可能な成長経路への円滑な移行</p>	<p>○ 総合経済対策の策定 (4.8.28 経済対策閣僚会議決定) 総規模10兆 7,000億円にのぼる財政措置を中心とした以下のようなパッケージとしての総合的な経済対策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用地の先行取得を含む公共投資等の拡大や、設備投資減税、政府関係金融機関の活用等</li> <li>・金融機関の不良資産問題への対応策等金融システムの安定性確保のための施策及び証券市場の活性化などのための施策</li> <li>・中小企業対策、雇用対策及び輸入の促進のための措置等</li> </ul> <p>○ 新総合経済対策の策定 (5.4.13 経済対策閣僚会議決定) 総規模13兆 2,000億円にのぼる以下のような総合的な経済対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業等の施行促進及びその追加</li> <li>・民間投資を誘発する景気浮揚効果の高い事業等の積極的推進を図るなど社会資本整備の新たな展開</li> <li>・融資や税制上の措置等による住宅投資や民間設備投資の促進</li> <li>・中小企業対策、雇用対策、輸入促進策等</li> </ul> <p>○ 緊急経済対策の策定 (5.9.16 経済対策閣僚会議決定) 規制緩和と円高差益還元に加え、円高の影響や災害による被害への対応等の幅広い諸施策を盛り込んだ経済対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制緩和等の実施、独占禁止法の適用除外制度の見直し</li> <li>・公共料金等の円高差益還元</li> <li>・生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進、構造調整に資する設備投資の推進、中小企業対策等</li> </ul> <p>○ 総合経済対策の策定 (6.2.8 経済対策閣僚会議決定) 総規模15兆 2,500億円にのぼる以下の総合的な経済対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得減税等の実施</li> <li>・公共投資等の拡大</li> <li>・中小企業対策等</li> </ul>



事項	計画の概要	推進状況
第2節 完全雇用の達成と物価の安定	(1)労働力需給の不適合の是正	<p>○ 対外経済改革要綱の策定(6.3.29 閣議決定)            国際社会に開かれた質の高い実のある経済社会を実現するために、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内需主導型の経済運営</li> <li>・市場機能の強化と対日アクセスの改善</li> <li>・日米包括協議優先3分野における自主的措置</li> <li>・調和ある国際経済社会の構築に向けた政策協調</li> </ul> <p>○ 雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和(4.10.1 施行1年間の暫定措置)            生産量及び雇用量の最近の3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%以上減少との指定基準を、雇用量については前年同期と比較して増加していなければよいこととした。            平成4年度補正予算(総合経済対策の一環) 5,024 百万円</p> <p>◎ 雇用調整助成金の助成率の引上げ及び支給対象事業主の拡大等の実施(5.6.11施行 1年間の暫定措置 7.3.31 まで延長)            支給額 休業の場合 休業手当の 1/2 → 2/3 に引き上げ            出向の場合 負担額の 1/2 → 2/3 に引き上げ 等            平成5年度補正追加(新総合経済対策の一環) 244 億円</p> <p>◎ 雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和措置の期限を6か月間延長(緊急経済対策の一環)(~7.3.31まで)            平成5年度当初予算 509 億円            平成5年度補正予算 439 億円            平成6年度予算 1,127 億円</p> <p>○ 雇用調整助成金の申請手続きの簡素化(5.4.1 施行)            ・事業活動状況報告の簡素化 報告回数 年間最大24回から4回            (5.11.15の第二次簡素化により、報告回数は1回に)            ・労使協定提出回数の減少 年間最大12回から4回へ            ・下請事業主認定の簡素化 申請回数 年間最大12回から1回へ 等</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>◎ 雇用調整助成金の教育訓練に係る助成率等の引上げ (6.1.1 ~ 7.3.31) 助成率 2/3 → 3/4</p> <p>◎ 雇用調整助成金の出向に係る助成対象期間の延長等 (6.2.9 ~7.3.31) 助成対象期間 1 → 2年</p> <p>◎ 特定求職者雇用開発助成率の引上げ及び対象労働者の年齢要件の緩和 (6.2.9~7.3.31) 助成率 重度障害者 1/3 →2/3 重度障害者以外 1/4→1/2 等 対象労働者の年齢要件の緩和 55歳以上→45歳以上</p>